

「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」に関する Q&A

平成 23 年 7 月 2 日
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

<測定に関する Q&A>

Q1: 要請対象となる施設は一般廃棄物を焼却している廃棄物処理施設はすべてか。

A1: 原則としてすべてが要請対象である。ただし、室内でしか発生しない紙類の焼却処理のみを行っているなど焼却対象物が限定的であって、放射性物質による汚染のおそれがない一般廃棄物のみ焼却している施設は要請対象とならない。

Q2: 廃棄物処理法第 15 条の 2 の 4 に基づき都道府県知事に届出の上、産業廃棄物焼却施設で一般廃棄物の焼却を行っている場合、当該施設も測定対象になるのか。

A2: 対象となる。ただし、室内でしか発生しない紙類の焼却処理のみを行っているなど焼却対象物が限定的であって、放射性物質による汚染のおそれがない一般廃棄物のみ焼却している施設は要請対象とならない。

Q3: 焼却施設において、スラグ化やキレート処理を行っている場合、測定対象は処理前の飛灰や主灰なのか、スラグ化やキレート処理した後のものか。

A3: 基本的には、埋立処分される直前の状態での測定が望ましく、この場合、スラグ化したものやキレート処理後で測定を行うことが望ましい。セメント固化しているものについても同様の考え方である。なお、作業員が処理前の飛灰や主灰を取り扱う工程がある場合は、作業員の安全確保の観点から必要があれば処理前の飛灰や主灰も測定することも考えられる。

Q4: 施設の構造上、飛灰と主灰が混合されて排出される場合、混合された状態で測定して構わないか。

A4: 混合された状態で埋立等が行われるのであれば、そのように測定して構わない。ただし、サンプリングの際になるべく均一に混合された灰を採取すること。また、排出前の過程で飛灰、主灰を別々にサンプリング・測定して、混合灰の濃度を求める方法も考えられる。

Q5: 主灰や飛灰のサンプリングはどのように行ったらよいか。

A5: 統一的な方法は定めていないが、測定に当たっては分析業者等ともよく相談し、測定対象物の正確な放射能濃度が測定できる方法をとることが必要。例えば、JIS M 8100「粉塊混合物—サンプリング方法通則」の円すい四分方法を参照のこと。

<当面の取扱いに関する Q&A>

Q6: 一時保管でドラム缶での保管は可能か。

A6: 「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」に掲げる方法によるドラム缶での保管は可能。

Q7: 福島の処理方針の中の、一時保管で「ドラム缶等」とあるが、フレコンバックでも構わないか。

A7: 保管の過程で飛散や流出をしないよう管理ができるのであれば構わない。

Q8: 事務連絡(2)ウにより、8,000Bq/kg を超える焼却灰については、一次保管場所付近での空間線量率や排水のモニタリングを実施することとされているが、その頻度は焼却灰の検査と同様、1ヶ月程度の間隔でモニタリングすることでよいか。

A8: 保管施設付近での空間線量率については、当該保管施設への作業員の立入状況等を勘案して適切な頻度でモニタリングすることが望ましい。また、排水のモニタリングの頻度は1ヶ月に1度程度で差し支えない。ただし、搬入や埋め立ての状況等に大きな変化があった場合、その都度モニタリングをすることが望ましい。